

電子装置使用による取引規定

2024年7月1日現在

第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、当行本支店において当行所定の電子装置を使用して各種預金取引、商品・サービスの申込み、諸届等の手続きを行う場合の取扱いを定めた規定です。

当行所定の電子装置を使用する場合は、以下の規定が適用されるものとします。

第2条（電子装置での届出等の方法）

書面で届出ることとなっている手続のうち、当行所定の手続については、当行所定の電子装置への入力等により届出ることができるものとします。

第3条（預金の払戻し、解約等）

預金の払戻し、解約、一部解約、書替継続するときは通帳を提出して、当行所定の電子装置に記名押印をしてください。なお、普通預金及び貯蓄預金の場合並びに通帳の発行がない預金の場合は、キャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出したうえで当行所定の電子装置に記名及び暗証の入力をして利用できます。

第4条（印鑑照合等）

当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱ったとき、並びに当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったときは、相当な注意をもってこれら照合または確認等をしたうえは、印鑑、カードにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、各種規定により補てんを請求することができるものとし、また、偽造または変造カードによる払戻し及びカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについて、各種規定により取扱うものとします。

第5条（規定の適用または準用）

- （1）本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定の記載が優先されるものとします。
- （2）本規定が適用される取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定める各商品・サービスにかかる各種規定により取扱います。

第6条（規定の変更）

- （1）当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- （2）前項による本規定の変更は、変更後の本規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上